

医政発 0528 第 2 号
令和 3 年 5 月 28 日
医政発 0930 第 2 号
令和 4 年 9 月 30 日
最終改正 医政発 1228 第 9 号
令和 4 年 12 月 28 日

各 { 都道府県知事
保健所設置市長
特別区長 } 殿

厚生労働省医政局長
(公 印 省 略)

良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための
医療法等の一部を改正する法律の一部の施行について（通知）

良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 49 号。以下「改正法」という。）が本日公布され、改正法のうち地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第 64 号。以下「法」という。）の一部改正（都道府県計画及び基金の見直しに関する事項及び再編計画に関する事項）については、同日付けで施行となります。

これに伴い、施行に必要な関係政令等の整備を行うため、本日、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和 3 年政令第 160 号。以下「改正政令」という。）及び地域における医療及び介護の総合的な促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和 3 年厚生労働省令第 101 号。以下「改正省令」という。）が公布され、いずれも同日付けで施行となります。

これらの趣旨及び主な内容は、下記のとおりですので、貴職におかれては、十分御了知の上、関係者、関係団体等に周知をお願いします。

記

第 1 改正の趣旨

人口減少・高齢化が着実に進む中で、医療ニーズの変化を見据えつつ、質の高い効率的な医療提供体制を維持していくため、地域医療構想の実現に向けた、地域における病床の機能の分化・連携を推進するための医療機関の取組の支援を強化することとし、都道府県計画及び基金の見直し並びに再編計画に関する規定の新設を講じるもの。

第2 改正の内容

1 都道府県計画及び基金の見直しに関する事項

都道府県が都道府県計画に定めることができる事項として、「地域医療構想の達成に向けた医療機関（地域における病床の機能（医療法（昭和23年法律第205号）第30条の3第2項第6号に規定する病床の機能をいう。以下同じ。）の分化及び連携を推進するために当該地域における病床数の変更を伴う取組を行うものに限る。）の運営の支援に関する事業」を追加し、地域医療介護総合確保基金のうち当該事業に係るものについては、国は、その財源に充てるために必要な資金の全額を負担するものとする。

当該事業を含む地域医療介護総合確保基金に係る手続き等については、追って定めることとする。

2 再編計画に関する事項

医療機関の開設者は、単独で又は共同して、地域医療構想の達成に向けた病床の機能の分化及び連携を推進するための2以上の医療機関の再編の事業（以下「医療機関の再編の事業」という。）に関する計画（以下「再編計画」という。）を作成し、これを医療機関の所在地を管轄する地方厚生（支）局の地方厚生（支）局長（以下「地方厚生（支）局長」という。）に提出して、当該再編計画が適当である旨の認定を受けることができるものとする。

当該認定に係る手続等については、次に掲げるとおりとすること。

なお、所得税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第11号）及び租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令（令和3年財務省令第21号）の施行に伴い、再編計画の認定を受けた医療機関の開設者は、当該再編計画に基づき取得又は建築する土地の所有権の移転の登記又は建物の所有権の保存の登記について、登録免許税の軽減措置の適用を受けることができる。その手続等については、「再編計画に係る登録免許税の軽減措置の適用について」（令和3年5月28日付け医政発 0528 第4号厚生労働省医政局長通知）を参照すること。

（1）再編計画の認定

① 再編計画の認定の申請書類

再編計画の認定を受けようとする者は、申請書に次に掲げる書類を添付しなければならない。また、地方厚生（支）局長は、次に掲げる書類のほか、再編計画が④に掲げる要件に適合するために必要と認める書類の提出を求めることができる。

なお、申請する再編計画（②エ及びオに掲げる事項に係る部分を除く。）は、あらかじめ医療法第30条の14第1項に規定する協議の場合（以下「地域医療構想調整会議」という。）に提出し、その協議を経たものでなければならない。

ア 当該申請をしようとする者が法人である場合には、その登記事

項証明書及び定款又はこれに代わる書面

イ 当該申請をしようとする者が個人である場合には、その住民票の写し

ウ 当該申請をしようとする者の最近 2 期間の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書（これらの書類がない場合にあっては、最近 1 年間の事業内容の概要を記載した書類）

エ 再編計画が、地域医療構想調整会議における協議に基づくものであることを示す書類

オ 再編の事業の用に供するために取得する土地の概要が分かる書類

カ 再編の事業の用に供するために取得する建物の概要が分かる書類

② 再編計画の記載事項

再編計画においては、次に掲げる事項を記載しなければならない。

ア 医療機関の再編の事業の対象とする医療機関に関する事項

イ 医療機関の再編の事業の内容

ウ 医療機関の再編の事業の実施時期

エ 医療機関の再編の事業を実施するために必要な資金の額及びその調達方法

オ 医療機関の再編の事業の用に供する不動産を取得する場合には、当該不動産に関する事項

③ 再編計画の認定の申請方法

再編計画の認定の申請は、その計画に係る医療機関の所在地を管轄する都道府県知事を経由してするものとする。

④ 再編計画の認定の基準

地方厚生（支）局長は、再編計画の認定の申請があった場合において、当該申請に係る再編計画が次に掲げる要件に適合すると認めるときは、再編計画の認定をするものとする。

ア 地域医療構想の達成に向けた病床の機能の分化及び連携を推進するために適切なものであること。なお、以下に該当する場合には、適切とは判断できないこと。

- ・ 再編前後の対象医療機関の病床機能別病床数の合計について、当該医療機関が所在する構想区域において不足する病床機能以外の病床機能の病床数の合計が増加する場合（理由がやむを得ないものと認められない場合に限る。）

- ・ 再編後の医療機関において、病床が全て稼働していない病棟（過去 1 年間に一度も入院患者を収容しなかった病床のみで構成されている病棟をいう。）を有することとなる場合

イ 再編計画の記載事項が、地域医療構想調整会議における協議に基づくものであること。

- ⑤ 関係都道府県の意見の聴取
地方厚生（支）局長は、再編計画の認定をしようとするときは、あらかじめ、関係都道府県の意見を聴かなければならない。

- ⑥ 再編計画の認定の通知
地方厚生（支）局長は、再編計画の認定をしたときは、速やかに、その旨を関係都道府県に通知しなければならない。

（２）再編計画の変更

① 再編計画の変更の認定

再編計画の認定を受けた医療機関の開設者は、当該再編計画の変更をしようとするときは、地方厚生（支）局長の認定を受けなければならない。ただし、以下に掲げる軽微な変更については、この限りでない。

ア 医療機関の再編の事業の対象とする医療機関に関する事項の変更のうち、都道府県知事が個別に軽微と認める変更

イ 医療機関の再編の事業の内容の変更のうち、都道府県知事が個別に軽微と認める変更

ウ 医療機関の再編の事業の実施時期の６月以内の変更

エ 医療機関の再編の事業を実施するために必要な資金の額及びその調達方法

オ 医療機関の再編の事業の用に供する不動産を取得する場合には、当該不動産に関する事項

② 軽微な変更の場合の届出

再編計画の認定を受けた医療機関の開設者は、①に掲げる軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を当該再編計画に係る医療機関の所在地を管轄する都道府県知事を経由して地方厚生（支）局長に届け出なければならない。

具体的には、軽微な変更をした後おおむね６月以内に、当該変更について地方厚生（支）局長に届け出ることとし、時期の異なる複数の軽微な変更をまとめて届け出ることとも可能とする。

③ 再編計画の変更の認定の申請方法等

（１）③～⑥については、再編計画の変更の認定について準用する。

（３）報告の聴取

地方厚生（支）局長は、再編計画の認定を受けた再編計画（変更の認定又は変更の届出があったときは、その変更後のもの。以下「認定再編計画」という。）に係る医療機関の再編の事業を行う医療機関の開設者（以下「認定医療機関開設者」という。）に対し、当該認定再編計画に係る医療機関の再編の事業の実施状況に関し報告をさせることができる。

(4) 再編計画の認定の取消し

地方厚生（支）局長は、認定再編計画が（１）④の再編計画の認定の基準のいずれかに適合しなくなったと認めるとき、又は認定医療機関開設者が認定再編計画に従って医療機関の再編の事業を実施しないときは、再編計画の認定を取り消すことができる。（１）⑤及び⑥については、再編計画の認定の取消しについて準用する。